

殺人の罪・強盗致死傷の罪における刑の言い渡し等の状況

年	刑期	刑期								合計
		5年以下	5年を超え7年以下	7年を超え10年以下	10年を超え15年以下	15年を超え20年以下	20年を超える	無期	死刑	
昭和61年	通常一審	681 (51.4%)	215 (16.2%)	247 (18.6%)	113 (8.5%)	29 (2.2%)	0	36 (2.7%)	5 (0.4%)	1326
	少年事件	3 (16.7%)	6 (33.9%)	9 (50%)	0	0	0	0	0	18
平成3年	通常一審	434 (49.3%)	141 (16.0%)	147 (16.7%)	100 (11.4%)	24 (2.7%)	0	32 (3.6%)	3 (0.3%)	881
	少年事件	2 (28.6%)	2 (28.6%)	3 (42.9%)	0	0	0	0	0	7
平成8年	通常一審	436 (46.0%)	193 (20.4%)	183 (19.3%)	84 (8.9%)	20 (2.1%)	0	31 (3.3%)	1 (0.1%)	948
	少年事件	1 (9.1%)	8 (72.7%)	2 (18.2%)	0	0	0	0	0	11
平成13年	通常一審	629 (42.0%)	294 (19.6%)	276 (18.4%)	165 (11.0%)	43 (2.9%)	0	82 (5.5%)	10 (0.7%)	1499
	少年受刑者	2 (20%)	3 (30%)	5 (50%)	0	0	0	0	0	10
平成18年	通常一審	591 (36.4%)	310 (19.1%)	258 (15.9%)	230 (14.2%)	105 (6.5%)	21 (1.3%)	97 (6.0%)	13 (0.8%)	1625
	少年受刑者	1 (5.3%)	7 (36.8%)	7 (36.8%)	3 (15.8%)	0	0	1 (5.3%)	0	19
平成22年	通常一審	348 (35.6%)	194 (19.8%)	165 (16.9%)	114 (11.7%)	69 (7.1%)	40 (4.1%)	44 (4.5%)	4 (0.4%)	978
	少年受刑者	1 (10%)	3 (30%)	5 (50%)	0	0	0	1 (10%)	0	10

- ※ 通常一審・少年事件は、司法統計年報による
- ※ 殺人の罪とは、刑法第二編第二十六章の罪をいう
- ※ 強盗致死傷の罪とは、強盗致死傷、強盗強姦、強盗強姦致死をいう
- ※ 通常一審・少年事件については、第一審言い渡し状況についてのもの
- ※ 少年受刑者は、新規受刑者についてのもの
- ※ 少年受刑者は、矯正統計年報及び司法法制部の資料等による
- ※ 割合は小数点第2位を四捨五入した
- ※ 不定期刑については、長期を刑期とした